

指定通所介護・指定第1号通所事業 重要事項説明書

事業所は利用者に対して指定通所介護・指定第1号通所事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として「要介護」「要支援」または「事業対象者」と認定された方が対象となります。

1、事業者

- | | | |
|-----|-------|----------------------------------|
| (1) | 法人名 | 特定非営利活動法人 りんりん |
| (2) | 所在地 | 愛知県半田市岩滑高山町五丁目4番地 |
| (3) | 電話番号 | 0569-32-6616
FAX 0569-32-6623 |
| (4) | 代表者氏名 | 理事長 渡邊 千恵 |

2、事業所の概要

- | | | |
|------|------------|---|
| (1) | 事業所の種類 | 指定通所介護・指定第1号通所事業
愛知県第 2372400867
平成18年6月1日 指定 |
| (2) | 事業の目的 | 指定通所介護は、介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。 |
| (3) | 事業所の名称 | りんりんデイサービスセンター |
| (4) | 事業所の所在地 | 愛知県半田市岩滑高山町五丁目4番地 |
| (5) | 電話番号 | 0569-32-6616 FAX 32-6623 |
| (6) | 運営方針 | 利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行います。また、居宅介護支援事業者および包括支援センター等を通じ利用者の諸状況を把握するように努め、利用者の意思、及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 |
| (7) | 開設年月日 | 平成18年6月1日 |
| (8) | 通常の事業の実施地域 | (指定通所介護) 半田市 阿久比町 武豊町
(指定第1号通所事業) 半田市 |
| (9) | 受付時間 | 月～金 9時～17時 (12/29～1/3 と国民の休日除く) |
| (10) | サービス提供時間 | 月～金 10時～15時10分 (12/29～1/3 と国民の休日除く) |

- (11) 定員
- | | | |
|-------|-------|------|
| 月・水・金 | 1 単位目 | 23 名 |
| | 2 単位目 | 9 名 |
| | 3 単位目 | 4 名 |
| 火・木 | 1 単位目 | 27 名 |

※ 1 単位目の定員が超過した場合は、2 単位目に変更する日があります。

3、職員の体制

当事業所では、利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を守っています。

< 主な職員の配置状況 >

令和 7 年 7 月 1 日現在

職 種	員 数	職務の内容
1、管理者	1 名（介護職員と兼務）	職員の管理及び業務の管理
2、生活相談員	2 名 （うち介護職員と兼務 1 名）	利用申込に係る調整、通所介護計画の作成、相談・援助
3、看護職員	3 名 （機能訓練指導員と兼務）	利用者の心身状況の把握、静養措置、病状の急変時の対応
4、機能訓練指導員	3 名 （看護職員と兼務）	利用者の日常生活動作の機能訓練を実施
5、介護職員	9 名 （うち管理者と兼務 1 名、生活相談員と兼務 1 名、調理員と兼務 1 名）	通所介護の提供
6、調理員	5 名 （うち介護職員と兼務 1 名）	食事の提供

4、提供するサービスと利用料の支払い

(1) 事業所が提供するサービスは次のとおりです。

- ① 食事の提供
- ② 入浴
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

(2) 利用料

- ① 保険適用分

※基本単価に各種加算を加えた合計単位数に地域区分加算（1 点＝10.14 円）をかけた利用料の自己負担割合分をいただきます。介護保険負担割合証の割合をご確認ください。

通 所 介 護

□1 単位目：10 時～15 時 10 分

□2 単位目：10 時～15 時 10 分

基本単価 通常規模型通所介護（5 時間以上 6 時間未満）

通所介護費	基本料金
要介護 1	5 7 0 点/回
要介護 2	6 7 3 点/回
要介護 3	7 7 7 点/回
要介護 4	8 8 0 点/回
要介護 5	9 8 4 点/回
サービス提供体制加算（Ⅰ）	2 2 点/回
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	5 6 点/回
口腔機能向上加算（Ⅰ）	1 5 0 点/回（月 2 回まで）
入浴介助加算（Ⅰ）	4 0 点/回

□各種加算

加 算	加算率	内容
介護職員処遇改善 加算（Ⅰ）	利用点数の 9. 2 %	介護職員に対する賃金改善の加算
地域区分加算	1 点あたり 1 0. 1 4 円	1 点あたりの地域ごとの加算（7 級地）

第 1 号通所事業・通所型サービス現行サービス型

□基本単価 対象者（要支援 1・要支援 2）A6

通所事業介護費	基本料金
通所型サービス 12	1, 7 9 8 点/月（要支援 1）
通所型サービス 22	3, 6 2 1 点/月（要支援 2）
サービス提供体制加算（Ⅰ）イ	8 8 点/月（要支援 1） 1 7 6 点/月（要支援 2）
口腔機能向上加算（Ⅰ）	1 5 0 点/月（要支援 1・2）

□各種加算

加 算	加算率	内容
介護職員処遇改善 加算（Ⅰ）	利用点数の 9. 2 %	介護職員に対する賃金改善の加算
地域区分加算	1 点あたり 1 0. 1 4 円	1 点あたりの地域ごとの加算（7 級地）

第1号通所事業・通所型サービスA介護専門型

□3単位目：10時～15時10分

基本単価 対象者（要支援1・要支援2・事業対象者）A7

通所事業介護費	基本料金
通所A介護専門型3～6（3～6時間）	450点/回
通所A介護専門型3（3時間）	392点/回
地域区分加算（7級地）	1点あたり10.14円

① 介護保険外

食事提供費 650円（茶菓代込み）

日用品費 50円

おむつ代 150円

尿取りパッド代 50円

洗濯・乾燥代 100円

3時間未満での帰宅 2,000円

② 交通費

通常の事業の実施地域（半田市、武豊町、阿久比町）の場合は交通費はいただきません。但し、通常の事業の実施地域を越えて行う場合に要した交通費は、その実費を頂きます。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越える地点から片道1キロメートルあたり100円を頂きます。

（3）前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をいたします。

（注意）

① 国で定められた利用料金が改正された場合は、その金額に変更します。

② 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により保険給付金が直接、事業所に支払われない場合があります。その場合は、いったん介護保険適用外の金額をいただき、「サービス提供書」を事業所より発行します。後日、この書類を半田市高齢介護課に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

（4）利用料金のお支払い方法

利用料は1か月ごとに計算し、翌月15日までに前月分の請求をいたしますので、ご登録いただいた金融機関口座から自動振替にてお支払いいただきます。ゆうちょ銀行は毎月20日、その他の金融機関は毎月27日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）の引き落としとなります。

5. サービス提供時の留意事項

（1）サービスの利用開始

通所介護計画・第1号通所事業計画作成と同時に契約を結び、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は1か月前までに通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

○利用者が介護保険施設に入所した場合

○利用者の要介護認定区分が「自立」と認定された場合

○利用者がお亡くなりになった場合

④その他

○事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は解約を通知することによって即座にサービスを中止することができます。

○利用者又はその家族が事業所やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（介護職員や他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等）を行った場合、事業所は解約を文書にて通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

○利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず2週間以内に支払わない場合、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(3) 利用の中止・変更

○利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更する場合にはサービス提供日前日の受付時間内までに事業所に申し出てください。尚、時間外は留守番電話にて対応いたします。

(4) 個人情報の取り扱いについて

○利用者の個人情報については、厳正な管理のもとで取り扱います。

6、虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講ずるほか、当サービス従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。りんりんは、虐待防止委員会を設置しております。責任者：山口ひろみ

7、緊急時の対応について

事業所はサービス提供時に利用者の病状が急変した場合、緊急連絡表にご記入いただいたご家族やその他必要な場合は、主治医・医療機関への連絡、救急車の要請等の必要な措置を講じます。緊急連絡先に変更等があった場合は速やかにご連絡ください。

8、相談苦情の受付について

事業所に対する相談・苦情は管理者・生活相談員等に遠慮なくお申出ください。

(月曜日～金曜日の 9 時から 17 時まで祝日休み 電話 32-6616 まで)

担当：宇佐見千寿・島真美子

<その他関係機関>

苦情処理相談窓口

愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談室 (電話) 052-971-4165

愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 (電話) 052-212-5515

半田市役所 高齢介護課 (電話) 0569-21-3111 (直通) 84-0649

阿久比町役場 健康介護課 (電話) 0569-48-1111

武豊町役場 福祉課 (電話) 0569-72-1111

令和 7 年 7 月 1 日 改正